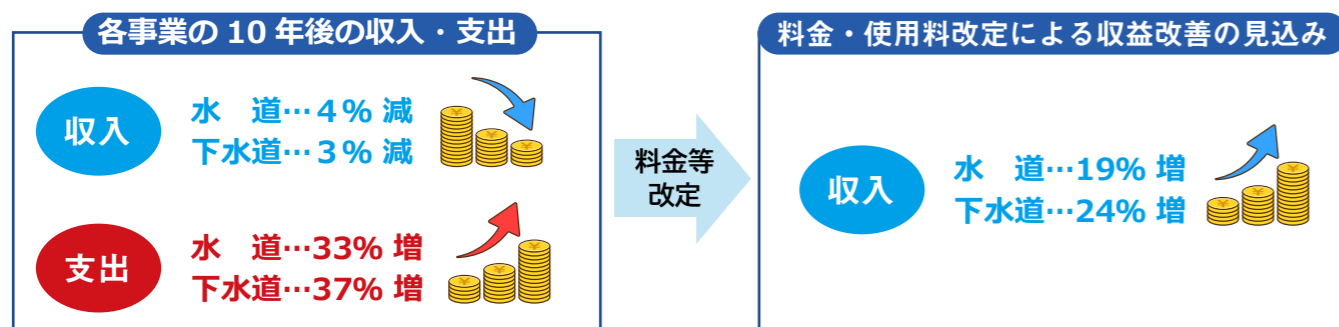


令和 8 年 10 月使用分から 水道料金と下水道使用料が変わります

真岡市の水道料金は 32 年間、下水道使用料は 25 年間変わらず経営を行ってきましたが、物価高騰やエネルギーコストなどの増加、人口減少による収入減のため、経営がひっ迫した状況になっています。これからも安全な水道水の供給や汚水処理を行うことが出来るように水道料金と下水道使用料の改定を行います。事業を維持していくためには、料金・使用料改定は避けられないものであるため、ご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

市の水道・下水道事業の経営状況



水道料金・下水道使用料の収益の使い道

皆さまからいただいた水道料金や下水道使用料は、施設の運転費および維持管理費、管路の維持管理費、将来に向けての施設や管路の更新費などに使用しています。



令和 8 年 10 月使用分から新料金・使用料が適用されます

検針月	R8							R9	
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
適用	旧料金・使用料							新料金・使用料	

新しい水道料金と下水道使用料はいくらになるの？

平均約 1.3 倍の改定となります。(平均改定率：水道料金 26.8%、下水道使用料 28.1%) 今回の料金・使用料改定に伴い、今までの料金・使用料体系の見直しを行いました。



料金・使用料体系の変更点

変更点① 水道

基本水量を廃止し、使用水量に合わせた料金・使用料を設定します。

変更点② 水道

使用しているメーターの大きさ(口径)ごとに基本料金を設定します。

13mm料金 20mm料金

変更点③ 下水道

水道水以外の水(井戸水など)の1人あたりの1カ月分の使用認定水量を見直します。(農業集落排水は除く)

	改定前	改定後
水道水以外の水を使用	6m ³	8m ³
水道水と水道水以外の水を併用	3m ³ 加算	4m ³ 加算

水道料金・下水道使用料の例(1カ月)

※料金・使用料は税込です。

水道料金					下水道使用料				
水道(口径 13mm)に加入の場合					公共下水道・農業集落排水(真岡地区)に加入の場合				
モデルケース	使用量(m ³)	改定前(円)	改定後(円)	差額(円)	モデルケース	使用量(m ³)	改定前(円)	改定後(円)	差額(円)
1人世帯	8	1,540	1,535	-5	1人世帯	8	1,320	1,324	+4
2人世帯	16	2,530	3,080	+550	2人世帯	16	2,178	2,725	+547
3人世帯	24	3,938	5,104	+1,166	3人世帯	24	3,366	4,556	+1,190
4人世帯	32	5,434	7,150	+1,716	4人世帯	32	4,620	6,391	+1,771
水道(口径 20mm)に加入の場合					農業集落排水(二宮地区)に加入の場合				
モデルケース	使用量(m ³)	改定前(円)	改定後(円)	差額(円)	モデルケース	改定前(円)	改定後(円)	差額(円)	
1人世帯	8	1,540	1,645	+105	1人世帯	2,618	2,866	+248	
2人世帯	16	2,530	3,190	+660	2人世帯	3,141	3,748	+607	
3人世帯	24	3,938	5,214	+1,276	3人世帯	3,665	4,631	+966	
4人世帯	32	5,434	7,260	+1,826	4人世帯	4,188	5,513	+1,325	

※上記の事例は、1人あたりの使用量を平均的な8m³とした場合のもので、実際の使用量により料金・使用料は変わります。

その他の事例については、ホームページの料金・使用料シミュレーションまたは料金・使用料早見表をご確認ください。

【問い合わせ】水道課経営管理係 TEL 83-6209
下水道課業務係 TEL 83-8160
上下水道お客さまセンター TEL 83-8166

